

初山別村小型風力発電施設等の設置に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、初山別村において小型風力発電施設（20kW未満）及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「小型風力発電施設等」という。）の建設にあたって、環境保全等の視点から事業者等が自主的に遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることを目的として定める。

2 対象

(1) 事業者等

事業者等とは、小型風力発電施設等の建設、運用又は管理し、発電事業を行う者及び行おうとする者をいう。

(2) 対象施設

このガイドラインは、小型風力発電施設等の新設、増設、又は大規模な改修する場合を対象とする。ただし、全高が13m未満で自家消費を主な目的として建設する小型風力発電施設等については、このガイドラインの対象外とする。

(3) 対象地域

このガイドラインの対象地域は初山別村全域とする。

3 建設等にあたっての基準

(1) 建設を避けるべき地域

騒音問題、景観保全等の観点から住宅地への建設は避けること。

(2) 住宅等からの距離

小型風力発電施設等については、住宅等から200m以上離れること。ただし、住宅等の居住者等の承諾がある場合は、この限りでない。また、住宅等には、学校、幼稚園、保育園などの文教施設、病院などの保健福祉施設等を含むものとする。

(3) 騒音

最も近い住宅等において、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55dB以下、夜間45dB以下）とする。

(4) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないこと。

(5) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講じること。

(6) 自然環境

動植物に与える影響を可能な限り回避するよう配慮し、必要な措置を講じるこ

と。

(7) 景観

- ① 事業者等は、小型風力発電施設等の建設等にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。
- ② 小型風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られること。
- ③ 事業者等は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講じること。
- ④ 事業者等が小型風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみとすること。

(8) 光害

事業者等は、小型風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないよう配慮するほか、初山別村教育委員会と協議のうえ初山別村が行う天体観測等に影響を及ぼさないよう、必要な対策を講じること。

(9) 文化財

事業者等は、小型風力発電施設等の建設等にあたって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

(10) 日影対策

事業者等は、小型風力発電施設等の建設を行うときは、風車の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含め日影対策に配慮しなければならない。また、小型風力発電施設等の運用後において近隣住民等に日影による障害が生じた場合は、当該障害を除去するために必要な措置を講じること。

4 ガイドラインによる調整手順

(1) 事業説明

事業者等は、小型風力発電施設等の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、初山別村に事前説明を行うとともに、関係する自治会及び近隣住民等に対して説明会を実施すること。

(2) 事業説明結果の報告

事業者等は、住民説明会の実施結果について、随時、初山別村へ報告すること。

(3) 初山別村へ提出する書類

事業者等は、国へ再生可能エネルギー発電事業計画認定申請を行う前までに、関係書類を添えて小型風力発電施設等の設置に関する届出書（様式第1号）を初山別村へ提出すること。

また、国から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたときは、その書類の写しを速やかに初山別村へ提出すること。

5 設置後の維持管理等

- (1) 事業者等は、設置した小型風力発電施設等について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに初山別村に報告すること。
- (2) 事業者等は、設置後に騒音等の障害が発生した時は、原因を調査し、誠意を持って対応するとともに、その内容を初山別村に報告すること。
- (3) 事業者等は、設置した小型風力発電施設等の維持管理体制（撤去までの資金計画を含む。）を変更した場合は、速やかに初山別村へ報告すること。また、小型風力発電施設等を譲渡する場合も同様とする。
- (4) 事業者等は、小型風力発電施設等での発電の事業が終了したときは、責任をもって小型風力発電施設等を撤去すること。また、発電事業の終了から撤去等までの期間においては、倒壊等により周辺に危機等が及ぶことがないように必要な措置を講じること。

6 その他

- (1) 小型風力発電施設等の建設等にあたり、住民等から事業者等へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を初山別村に報告すること。
- (2) このガイドラインを遵守しない事業者等については、事業者名、事業概要等を公表することがある。
- (3) このガイドラインの施行日以前に既に建設され、又は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年号外法律第108号）第9条第3項により再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた小型風力発電施設等については、3(1)、4(1)の規定は適用しない。
- (4) このガイドラインは、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すこととする。